

# 虐待防止及び身体拘束適正化委員会

書記：吉田一成

場所：ふたば2F会議室

日付：令和6年12月28日（土）

時間：15:00～16:00

参加者：吉田一成・吉田留美・辰巳桂子・橋田珠鶴・松岡翔太・大前久美・車綾

欠席者：なし

## 1.虐待について

### ○虐待防止のための計画づくり

#### 次年度へ向けての計画

令和7年12月27日、虐待防止の研修（オンライン等含む）を行う。

新入社員には入社時に適宜実施する。

資料：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

### ○虐待防止のチェックとモニタリング

#### 前回の委員会からの発生状況

前回実施日：令和6年3月7日

虐待の報告なし

### ○虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待は生じていない

※虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行する。「虐待やその疑いが生じた場合」ですが、「生じていない場合」についても「生じていない」旨を議事録に記載する必要があります。

### ○研修プログラムの作成

一般社団法人障がい児成長支援協会「2024.8.27\_\_虐待防止研修」と障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引きを研修資料とし年末に実施、また、新入社員に対しては入社時の研修として同動画等を利用し研修を実施する。

### ○虐待が発生した場合の流れの確認

実際に虐待が発生した場合などは、委員会を臨時で開催し、次のようなことを検討する。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。（身体拘束兼虐待に係る報告書）

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

## 2.身体拘束について

- 身体拘束等について報告するための様式を整備について  
身体拘束兼虐待に係る報告書による

- 身体拘束等について報告・集計・分析・方策の検討

「身体拘束兼虐待に係る報告書」での記録（身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等）についての報告を行う。これらは発生ごとに行う必要があり、当然同じ利用者に複数回身体拘束が行われる可能性が考えられます。そう考えれば年1回の定期委員会以外に臨時での委員会の開催も必要と言える。

報告された事例を集計し、分析、そこから身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策（周知方法含む）を検討する。身体拘束事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要です。

- 前回までに実施した方策のモニタリング

廃止へ向けた方策として研修を実施し本当に身体拘束が必要なのかを「身体拘束3要件」を理解し、廃止へむけて行動する。

廃止へ向けた方策を実施した結果：身体拘束は発生しなかった。

（廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証する。）

- 「身体拘束等の適正化のための指針」の内容確認・見直し  
現在の事業所指針を以下のとおりに示す

## ア事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### 1.人権尊重

利用者の基本的人権を尊重し、身体拘束は原則として行わない。

利用者の安全確保と尊厳を両立する支援を目指す。

### 2.利用者主体の支援

行動制限ではなく、利用者が自ら選択し主体的に行動できる環境を整える。

### 3.例外的適用

身体拘束は、利用者本人や他者への生命・身体に差し迫った危険がある場合にのみ、他の手段が全て尽くされた場合の最終手段とする。

## イ身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

### 1. 委員会の設置

委員会を年1回以上実施するとともに、状況に応じ緊急の委員会を実施し対応する。

メンバーは 管理者、児童発達管理責任者、現場職員、必要に応じ第三者（外部専門家や保護者代表）とする。

目的: 身体拘束事案の検証、改善策の立案、指針の見直し

### 2.意思決定の透明性

委員会の記録を保存し、改善活動を公開可能な範囲で職員や保護者と共有する。

## ウ身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

### 1.研修の目的

職員が身体拘束の法的・倫理的側面を理解する。

身体拘束を回避する代替手法（環境調整やコミュニケーション技術）の習得。

### 2.研修内容

法的根拠（虐待防止法、障害者総合支援法など）

実際のケーススタディを通じたリスク判断と代替手段の検討

身体拘束を適用した場合の記録・報告手順

### 3.頻度と方法

新規職員は採用時研修に含める。

全職員は年1回以上の定期研修を受講。

## エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

### 1.報告体制の構築

即時報告: 身体拘束発生時には現場職員が管理者または児童発達支援管理責任者に速やかに報告。

記録管理：事案の発生状況、理由、対応結果を詳細に記録し保存。

## 2.報告フロー

職員→管理者→身体拘束適正化検討委員会→外部機関（必要に応じて）

## 3.外部報告

必要時には児童相談所、福祉事務所、または関係する保護者へ速やかに報告。

## オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

### 1.速やかなリスク除去

身体拘束は最小限の範囲で、可能な限り短時間で解除。

### 2.事後対応

利用者本人や保護者への状況説明と同意。対象者への心理的ケア。

### 3.再発防止策の検討

発生原因の分析と、今後のリスクを低減するための計画立案。

## カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

### 1.情報公開

当該指針は保護者や利用者がいつでも閲覧できるようホームページに掲載。

必要に応じて保護者会などで概要を説明。

### 2.分かりやすい説明

難しい法的表現を避け、平易な言葉で作成。保護者への書面配布や説明会で周知。

## キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

### 1.利用者ごとの個別支援計画の充実

行動障害やリスクが高い利用者に対して、予防的な具体策を計画に反映。

### 2.外部専門家との連携

定期的に外部機関の研修・相談会をひらき職員の対応力を向上。

### 3.職場環境の整備

職員の負担を軽減するための人員配置の見直しや、ストレス管理の取り組み。

## ク 研修プログラムの作成

研修は年末（12/27）に実施し、新入社員には入社時に実施する。

## 回覧

代表社員	管理者	児発管	リーダー	職員	職員	職員



## 身体拘束兼虐待に係る報告書

事業所名	児童発達支援・放課後等 デイサービスふたば	記入年月日	令和 年 月 日 ( )		
対象利用者		年齢		報告者	
発生日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃				
発生場所					
内容	<input type="checkbox"/> 身体拘束 <input type="checkbox"/> 虐待 ( <input type="checkbox"/> 身体的虐待・ <input type="checkbox"/> 性的虐待・ <input type="checkbox"/> 心理的虐待 ・ <input type="checkbox"/> 放置・(ネグレクト)・ <input type="checkbox"/> 経済的虐待 ) 詳細：				
発生原因					
身体拘束の場合 3要件と やむを得ない理由	① 切迫性 : ② 非代替性 : ③ 一時性 :				
実施した具体的な 身体拘束の内容	<input type="checkbox"/> 車いすやベット等に縛り付ける <input type="checkbox"/> 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける <input type="checkbox"/> 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する <input type="checkbox"/> 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する <input type="checkbox"/> その他 ( )				
対応					
対策					
その他					
保護者への報告	要	不要	済	(令和 年 月 日)	
行政への報告	要	不要	済	(令和 年 月 日)	
チェック欄	児発管		管理者		代表社員